

家庭ごみは燃やさず 市のごみ収集へ

～ 野焼きは法律違反です ～

家庭から出たごみや、庭木を伐採した際の枝や枯れ草などは燃やさずに市のごみ収集に出すか、大量の場合はクリーンセンターに持ち込んでください。



農業などを営むためにやむをえない場合のみ一部例外として認められている焼却行為も、煙やそれによる悪臭などで苦情が出た場合は、近隣の生活環境に悪影響を及ぼすということで指導の対象となります。

問合せ先 西尾市環境部環境保全課 TEL65-3881